

令和 7 年度

平野区役所汚水槽及び雑排水槽等清掃業務委託

仕 様 書

委託期限	令和 8 年 2 月 28 日
------	-----------------

大 阪 市 平 野 区 役 所

令和 7 年度平野区役所汚水槽及び雑排水槽等清掃業務委託 仕様書

本業務は、大阪市平野区役所に設置している汚水槽及び雑排水槽、還水槽、雑用水受水槽(以下「雑排水槽等」という)について、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の規定に基づく清掃を実施する。また、汚水槽の清掃によって生じた汚泥等の廃棄物を一般廃棄物として発注者が指定する処理場に収集運搬し、雑排水槽等の清掃によって生じた汚泥等の廃棄物を産業廃棄物として発注者が指定する処理場に収集運搬するものである。なお、特記仕様書、業務委託仕様書、図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(令和 5 年版)」(以下「共通仕様書」という。)により実施する。

1. 清掃対象設備及び所在地

(1) 清掃対象設備

槽の種別	槽の性状等	台数	水槽容量 (m ³)	清掃回数
汚水槽 (地下 1 階)	地下式 R C 製	1 槽	3. 0	2 回
雑排水槽 (地下 1 階)	地下式 R C 製	1 槽	3. 0	2 回
還水槽 (地下 1 階)	F R P 製	1 槽	5. 0	2 回
雑用水受水槽 (地下 1 階)	F R P 製	1 槽	3 2. 0	2 回

参考：予想排出一般廃棄物(汚泥)の量 3.3kg/年(昨年度実績)

予想排出産業廃棄物(汚泥)の量 510kg/年(昨年度実績)

ただし、あくまでも想定される数量であるため、この量を上回るあるいは下回ることがある。

排出量が上回った場合においても、全ての廃棄物を指定された場所に運搬するものとする。

(2) 所在地

大阪市平野区背戸口 3 丁目 8 番 19 号

大阪市平野区役所 地下 1 階

2. 委託期限

令和 8 年 2 月 28 日

3. 清掃時期

担当者と協議のうえ、決定する。

※但し、土・日・祝日の区役所閉庁日に行うものとする。

4. 清掃及び点検作業

共通仕様書第2編第4章第5節4. 5. 5を参照し、清掃については共通仕様書第2編第4章第5節4. 5. 6を参照し、その他詳細については次の通りとする。

・汚水槽について

- (1) 汚水槽の清掃前に水面の浮遊物を除去し、汚水槽内に設置している排水ポンプ下限まで汚水を排水した後、高圧洗浄機等を用いて槽内の洗浄及び清掃を入念に行う。
- (2) バキューム車や水中ポンプ等で残水を排水する。
- (3) 電極棒の研磨を行う。
- (4) 排水ポンプのストレーナーを取り外し、内部に異物が混入していないか確認する。
- (5) 清掃作業終了後、排水ポンプ全体が浸かるまで水張りを行う。また、マンホール周囲を清掃する。

・雑排水槽等について

- (1) 雑排水槽の清掃前に水面の浮遊物を除去し、雑排水槽内に設置している排水ポンプ下限まで雑排水を排水した後、高圧洗浄機等を用いて槽内の洗浄及び清掃を入念に行う。
- (2) バキューム車や水中ポンプ等で残水を排水する。
- (3) 電極棒の研磨を行う。
- (4) 排水ポンプのストレーナーを取り外し、内部に異物が混入していないか確認する。
- (5) 清掃作業終了後、排水ポンプ全体が浸かるまで水張りを行う。また、マンホール周囲を清掃する。

5. 業務実施における注意事項

- (1) 業務実施前に、本業務に関して有効な一般廃棄物収集運搬業許可証（写し）及び産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）を提出すること。
- (2) 汚水槽清掃業務で発生する一般廃棄物（汚泥）については、下記処理施設まで運搬すること。

大阪市中浜流注場（大阪市城東区中浜1-1-1中浜下水処理場内）

雑排水槽等清掃業務で発生する産業廃棄物（汚泥）については、発注者が別途契約を行う令和7年度平野区役所産業廃棄物（汚泥）処理業務委託（概算契約）において、処分業者が指定した処分施設まで運搬すること。

※住所、処分業者、電話番号については、別途通知するため、運搬に関しては処分業者と綿密に調整すること。

- (3) 本業務に関連して必要な官公庁への諸手続きは、受注者の負担とし、速やかに行うこと。
- (4) 受注者は本業務を実施するにあたって、関係法令の規定に基づき、必要な要件をすべて満たしておくこと。
- (5) 建築物地下排水槽汚泥（し尿を含むものに限る）処理届出書を発注者まで提出すること。
- (6) 業務実施後、すみやかに業務完了届及び業務実施報告書（現場写真（清掃前・清掃中・清掃後）を含む）を発注者まで提出すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

6. 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

7. 担当

大阪市平野区役所総務課

電話 06-4302-9625

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 汚水槽及び雑排水槽等清掃業務
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（平野区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（平野区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の平野区役所総務課（連絡先：06-4302-9625）に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

